# 屋台型臨時営業許可申請の手引き

**臨時的な行事に付随して**、移動式の組み立て式テント等で食品の調理・提供を行うためには、神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」で定められている施設基準に適合した施設を用意し、営業許可を受けることが必要です。

# 許可取得までの流れ

#### ① 事前相談

- ・予定している出店が屋台型臨時営業許可にあたるか
- ・施設が基準に適合するか

を確認します。**保健所衛生課(0467-38-3316) に予約**のうえ、**臨時的な行事や組み立て式テント等 についての資料を持参**し、**日程に余裕をもって**ご相談ください。

、※確認後、申請・施設検査の日程を調整します。

## ② 申請・施設検査

衛生課窓口にて書類に不備が無いことを確認したのち、 保健所の敷地内で持参いただいた施設を検査します。

## ③ 許可決定

適合した場合、**施設調査の3営業日後(土日・祝日を 除く)が許可日**になります。

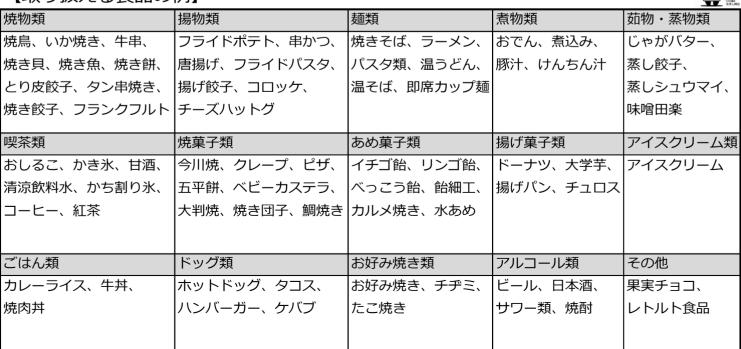
#### 4 営業開始

指定された交付日以降に窓口で許可証を受け取り、 出店時は掲示又はすぐ提示できるようにしてください。

# 【取り扱える食品の例】

## 食品の取扱いについて

- ・市販品を開封、加温、盛り付け等して 提供することや、半製品を簡易な最終 調理(揚げる、焼く等)を行い提供 することを原則とします。
- ・同時に提供できる品目は1品目です。
- ・以下の取扱品目は例示です。 例示品目以外の食品であっても加熱、 調理工程等が類似食品の範囲と認め られるものについては取り扱えるこ とがありますのでご相談ください。
- ・薬味等、トッピングを行う際は、原則 市販品を使用してください。
- ・原則として**生の果物や生野菜は使用**できません。
- 1品目と併せて、市販飲料を開缶・ 開栓したり、混合せずに注ぐ(サー バー含む)ことができます。
- ・氷は既製品を使用してください。
- ・食品を入れる容器は使い捨てのものを使用してください。



# 許可申請に必要なもの

## A 食品営業許可申請書

窓口配布又は市ホームページからダウンロード することができます。

B 施設の構造及び設備を記載した図面

施設の全体図が分かる図面(右側記載例参照)

C 食品衛生責任者の資格を証明する書類(原本)

養成講習会修了証、調理師免許等

D 水質検査成績書の写し

水道水以外の水(井戸水等)を使用する場合

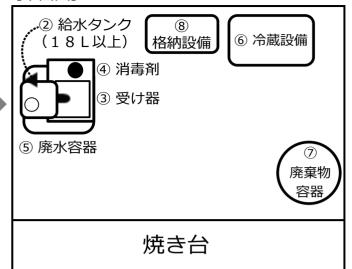
E 施設

以下の「営業施設の施設基準」を満たしたもの

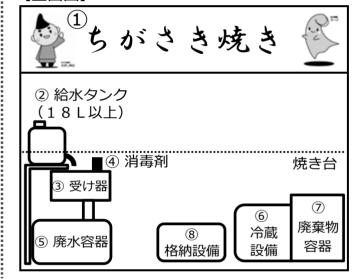
	業種	手数料	許可年数
申請	飲食店営業(新規)	4,000円	5年
手数料	飲食店営業(更新)	3,000円	5年
	飲食店営業(短期)	2,000円	5ヶ月以内

## 図面の記載例

#### 【平面図】



### 【正面図】



# 営業施設の施設基準

① 施設本体	営業しない日や営業時間外には折りたたんだり、シートで被うことにより衛生的に保管	
① 加西文本本	できること。	
構造	側壁及び調理台等により、調理従事者以外の者が容易に立ち入れない構造であること。	
② 水を供給する容器	<b>水を供給する容器</b> ステンレスやプラスチック等、水を変質させない素材で作られていること。	
③ 洗浄・手洗い設備 受け器として十分な大きさのプラスチック容器等を備えること。		
④ 消毒剤	<b>剤</b> 使用に便利で、落下等の影響がない位置に備えること。(固定の必要はありません。)	
⑤ 廃水容器	給水容器と同程度の容量とすること。	
⑥ 冷蔵設備	取扱食品の保存温度を保つことが可能なものであること。(クーラーボックスも可。)	
⑦ 廃棄物容器	一定の強度を持った蓋つき容器とし、ポリ袋等のみは認めない。なお、行事の会場に供	
	用の廃棄物容器がある場合も、各施設に廃棄物容器を設置すること。	
8 格納設備	一定の強度を持った入れ物とし、食品、器具、容器包装等がポリ袋等で包装されていた	
אואמנייםר ט	としても、格納設備に保管すること。	

詳しくは茅ヶ崎市保健所 衛生課 食品衛生担当にお問い合わせください。

(電話:0467-38-3316 月~金 午前8:30~午後5:00)

※ 申請は予約制となります。必ず事前に電話又は来所しご予約ください。

